

新旧対照表（案）

○神奈川県建築基準法施行細則

新	旧															
（建築物の定期報告） 第5条 （略） 2 （略） （削除）	（建築物の定期報告） 第5条 （略） 2 （略） <u>3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号。次項において「告示」という。）第2前段の規定により規則で付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準（以下この条において「調査項目等」という。）による当該調査及び点検は、次の表の左欄に掲げる調査項目に応じ、同表の中欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表の右欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。</u> <table><tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査方法</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>居室の換気</u></td><td><u>換気設備の作動の状況</u></td><td><u>各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「定期検査」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</u></td><td><u>換気設備が作動しないこと。</u></td></tr><tr><td><u>換気の妨げとなる物品の放置の状況</u></td><td><u>目視等により確認する。</u></td><td><u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u></td></tr><tr><td><u>防煙壁</u></td><td><u>可動式防煙壁の作動の状況</u></td><td><u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</u></td><td><u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u></td></tr></table>	調査項目		調査方法	判定基準	<u>居室の換気</u>	<u>換気設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「定期検査」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</u>	<u>換気設備が作動しないこと。</u>	<u>換気の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u>	<u>防煙壁</u>	<u>可動式防煙壁の作動の状況</u>	<u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</u>	<u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u>
調査項目		調査方法	判定基準													
<u>居室の換気</u>	<u>換気設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「定期検査」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</u>	<u>換気設備が作動しないこと。</u>													
	<u>換気の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u>													
<u>防煙壁</u>	<u>可動式防煙壁の作動の状況</u>	<u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</u>	<u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u>													

新	旧			
	非常用の照明装置(予備電源を内蔵したものに限る。)	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(削除)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(削除)	4 告示第2後段の規定により規則で指定する法第12条第1項又は第2項に規定する調査又は点検を要する建築物のうち、前項の表に規定する調査項目等に係る当該調査又は点検を要する建築物は、告示第1第1項第1号及び第2項第1号に掲げる建築物とする。			
(建築設備等の定期報告)	5 第3項の表に規定する調査項目等に係る法第12条第1項に規定する報告を行う場合においては、別に定める当該調査項目等に係る同項に規定する調査の結果に関する書類を省令第5条第3項本文に規定する調査結果表に添えるものとする。			
第6条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項各号に掲げるものの換気設備（法第28条第2項ただし書又は第3項に基づき居室に設けられたものに限る。） (3) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項各号に掲げるものの排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。） (4) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項各号に掲げるものの可動防煙壁 (5) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項各号に掲げるものの非常用の照明装置 2 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。	(建築設備等の定期報告) 第6条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (新設) (2) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項各号に掲げるものの排煙設備（排煙機を設けたものに限る。） (新設) (3) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項各号に掲げるものの非常用の照明装置（予備電源を内蔵したものを除く。） 2 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。			

新	旧
(1) (略) (2) 政令第16条第3項第2号 <u>及び前項第2号から第5号までに掲げる特定建築設備等</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時期 ア ・ イ (略) 3 (略)	(1) (略) (2) 政令第16条第3項第2号 <u>並びに前項第2号及び第3号に掲げる特定建築設備等</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時期 ア ・ イ (略) 3 (略)